

会 議 録

| | |
|-------------------|---|
| 会 議 名 | 平成23年度第9回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会 |
| 議題及び議題毎の公開又は非公開の別 | (1) 第8回審議会の審議結果等について（報告） (2) 候補地選定基準について（その1） (3) その他 |
| 日 時 | 平成24年1月29日（日） 午後1時00分から午後3時30分まで |
| 場 所 | 野田市保健センター3階大会議室 |
| 出席委員氏名 | 立本 英機、富所 富男、瀧 和夫、恵 小百合、 那須野 平一、佐藤 盛、江原 敬二、大柴 由紀、 小暮 正男、笹木 勝利、知久 浩、平井 和子、 古橋 秀夫、松島 高士、柳 掬一郎、横張 一郎、 石原 義雄、小倉 妙子、長南 博邦、小俣 文宣、 小室 美枝子、高梨 守、竹内 美穂、鶴岡 潔、 中村 利久、松本 睦男 |
| 欠席委員氏名 | 鎌野 邦樹、岡田 稔、石塚 一男、青木 重、千葉 美佐子 |
| 事 務 局 | 今村 繁（総務部長兼新清掃工場建設支援担当）、齊藤 清春（環境部長）、小室 照之（環境部次長兼清掃計画課長）、相島 一美（清掃第一課長）、中村 清八（関宿クリーンセンター主幹兼課長補佐兼収集係長）、海老原 孝雄（清掃計画課長補佐）、皆川 賢一（清掃計画課計画係長）、小沼 京治（清掃計画課主任主事）、中山 高裕（清掃計画課主任技師）、代田 明洋（清掃計画課主任主事）、岡田 勇貴（清掃計画課主任主事）、松崎 哲史（清掃計画課主任主事） オブザーバー：中外テクノス株式会社 4名 |
| 傍 聴 者 | 7名 |
| 議 事 | 平成23年度第9回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会の会議結果は次のとおりである。 |

1 開会

立本会長

それでは定刻になりましたので、ただ今より第9回野田市新清掃工場建設候補地選定審議会を始めたいと思います。

はじめに、本審議会は公開になっておりますので、傍聴者の方がおいででしたらお入り願いたいと思います。

(傍聴人入場)

それでは、事務局から御説明等逐次進めたいと思います。事務局よろしく願います。

環境部次長兼清掃計画課長

会議に先立ちまして事務局に人事異動がございましたので御報告させていただきます。1月1日付けで以前お世話になっていました菅野が野田業務センターに異動になりまして、後任に海老原がまいりましたのでよろしくお願い致します。

清掃計画課長補佐

御紹介いただきましたとおり、1月1日付けの人事異動で清掃局計画課長補佐を拝命しました海老原と申します。前任者同様よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。それでは御報告させていただきます。

まず、傍聴人の方に申し上げます。お手元の傍聴券の裏に書かれています注意事項を守っていただきますようお願いいたします。

それでは、次に事務局から議事進行前の御報告をさせていただきます。本日の審議会は、委員総数31名のうち、26名の出席をいただいております。半数以上の出席ですので、条例の規定により会議の成立を御報告申し上げます。

続きまして、欠席委員の御報告でございます。本日の欠席委員でございますが、鎌野委員、石塚委員、青木委員の3名の方が所用のため欠席でございます。遅参委員の御報告を申し上げます。岡田委員、千葉委員より遅参の報告を受けております。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。本日の会議では、事前に郵送しました資料に加えまして、第8回審議会の会議録の議事録署名委員の署名の写し、先の1月15日号の市報にあわせて配布しました自治会回覧及び公共施設備え付け用の第8回審議会の報告をお手元に配布させていただいております。それから、本日江原委員さんから提出のありました報告書を配布させていただきます。

不足の資料等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日も会議録作成のために録音させていただいております。また、本日の会議につきましては、野田市審議会等の会議に関する要項の規定により公開会議となっております。冒頭、会長より傍聴者の入場が許可されましたが、本日、4名の方から傍聴の申し出がありましたので報告させていただきます。

続きまして、パブリックコメントの実施状況を御説明いたします。第8回審議会で御承認いただきました一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の素案に係るパブリックコメントの手続きでございますが、1月16日の月曜日から開始させていただいております。2月14日火曜日まで実施してまいります。また、サブタイトルにつきましても同時に募集させていただいております。

パブリックコメントで出された意見につきましては、意見に対する市の考え方を市民の皆様にお示しすることになっておりますので、本審議会に事前にお諮りし、承認をもって基本計画とさせていただきますのでよろしくお願い致します。なお、1月27日現在で1名の方から御意見が寄せられております。

会議に先立ちまして、報告事項は以上でございますので、立本会長により、これより議事進行をお願いいたします。よろしくお願い致します。

2 議事

(1) 第8回審議会の審議結果等について（報告）

立本会長

ありがとうございました。それでは、ただ今より議事を進めたいと思います。本日の議事は、大きく二つありまして、一つは第8回審議会の審議結果等についての報告、もう一つは候補地選定基準についてでございます。

前回、第8回審議会の審議結果等につきましては、すでに資料等で皆さんのお手元に届いていると思います。何かございましたら後ほど事務局にお知らせ願いたいと思います。

なお、野田市のホームページで公表されますので、そちらも見ていただければと思います。よろしいですか。

（異議なし）

(2) 候補地選定基準について（その1）

立本会長

それでは2番目の新清掃工場建設候補地選定基準について、これからいろいろ審議していくわけですが、まず基本的な考え方について事務局から

少し説明をしてください。

総務部長兼新清掃工場支援担当

資料９－１－２「建設候補地選定の基本的な考え方（案）」について御説明させていただきます。

建設候補地の選定につきましては、市民が一番関心のあるところでもあり、候補地選定方法の流れ及び選定基準は市民が納得する形で行われなければならないと考えております。そのため、選定に当たっての基本的考え方につきまして、まず委員の皆様に通識を持っていただくことが重要と考えまして、立本会長、富所職務代理に御相談し、逐次、御指導をいただきながら事務局にて案を作成させていただきました。

会長、職務代理からは、どうしても具体的な土地を見てしまうと、その土地と比較して基準を考えてしまう傾向があるので、建設候補地選定基準は、具体的な土地を想定しながら、あるいは比較しながら選定基準を決めていくのではなく、まず純粋に客観的な視点で新清掃工場を建設するにはどのような基準をクリアすればいいのかを御議論いただき、選定基準を御決定いただくような形にしなければいけないと御指摘を受けております。

このため、本日の資料の一つである、中里選定基準と基準の設定方法には、中里地区の皆様にお示しした８つの候補地をあえて除かせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、選定基準が決定しますと、この選定基準に具体的な土地をあてはめて建設候補地を絞り込んでいく手順となるわけですが、市内の全ての土地について、一つ一つ選定基準をあてはめて評価していくと時間がかかるということがあります。

ここでお詫びですが、資料９－２－１の基本的な考え方の③のところ「選定基準により評価するための候補地の抽出は、抽出基準を定めて行うこととする」、④で「抽出基準を満たす候補地の抽出は、事務局が課税資料等に基づき抽出することを基本とします」と書いてあります。これは会長、職務代理からの御指示を「基準をつくること」というふうに事務局が勘違いし、このようにしてしまいました。今後、選定基準を具体的な土地の想定とは別に客観的に決めていくわけですが、会長、職務代理から「それと併行して、ある程度事務局で抽出作業を進めること」と言われたことを、「抽出基準と定めること」と勘違いしてしまいました。申し訳ございませんが、「基本的考え方（案）」から③を削除していただくとともに、④も基本的には削除していただきたいのですが、公募とか委員推薦については、基本的考え方とは別に御議論をいただきたいと思っております。

まず①から説明させていただきます。今回の審議会はまさに白紙の状態から全市域を対象に候補地を選定していくということが大原則でありますので、そ

のままそのとおりに書かせていただいております。ただし、現清掃工場と関宿クリーンセンターのその場所での建て替え並びに隣接地での建設は行わないというのは市としての決定方針です。なお、新清掃工場について、その場所または隣地での建て替えをするかどうかは、まさに建設候補地の地元の皆様との話し合いの中で決まっていくものと考えておりますので、この基本方針からは除かせていただいております。

②ですが、設定基準については具体的な土地をイメージしない形で決めていただきたいと思います。本日は他の自治体の最近の事例等も用意しておりますので、それを御説明させていただいて、野田市としてどういう選定基準にしていったらいいのかということをお話ししたいと思います。

④につきましては、今後、事務局として課税資料等の内部資料である程度、一定規模以上の土地をとりあえず準備として拾っていきたくて考えておりますが、他の団体では公募により候補地を募集している例や、あるいは委員の皆様の中で適地を御存知の方もいるのではないかとということで、事務局抽出以外の方法でも公募、あるいは委員の推薦をいただくかどうかについて会長から話させていただきたいと思います。

⑤につきましては、選定基準が決まりましたら、事務局が公募、あるいは委員の推薦があった土地に、選定基準をあてはめまして、事務局で仮評価を行い、評価方法は皆さんで決めていただきたいと思いますのですが、一定の評価方法に基づいて土地に点数をつけていき、審議会に出していきたくて考えています。一応仮評価ですので、審議会の中で、この評価でいいかということの審議をしていただいて、違うのではないかとということがありましたら、審議会は再評価を命じることができるということで、再評価の確認は会長、職務代理で行っていただき、審議会に報告するという形にさせていただきたいと思います。

⑥になりますが、絞っていただいた候補地について、審議会による現地視察を実施させていただき、各候補地が選定基準にしたがって適正に評価されているかを委員の皆様が目視で直接確認していただいた上で最終的に総合評価として二つ程度の候補地を選定していただきたいと思います。

候補地の現地視察については1日で予定しておりますので、事務局としては候補地は5～6か所程度ではないかとイメージしております。

次のページに、フロー図を書かせていただきましたが、抽出作業は先ほど申しましたように、あくまで抽出基準ということではなくて、抽出作業という言葉が正しいということでございます。

その次のページから、それぞれの審議会での審議事項について案を出させていただきます。

(資料に基づき、3月までの審議会運営案を説明)

これは必ずこの日程どおりにいくかどうかということは今後の推移の成り行きということになります。事務局としてはすでに2カ月程度遅れているということもございまして、この選定基準については、あまり長く時間をかけてもというようなこともございまして、できましたら3月末までに複数の候補地を選定していただければありがたいと考えております。事務局からは以上でございます。

立本会長

どうもありがとうございました。まず選定基準を決める前に、資料9-2-3「他自治体におけるごみ処理施設建設候補地選定基準及び選定方法の事例」から、他の自治体はどのような方法で候補地を選定したのかということ、皆さんとお互いに理解をし合って、その後に野田市としてはどのような選定基準がいいのかということ、これを協議をし、その結果を今日の決定事項として、それを基に富所職務代理と一緒にたたき台に作り上げていきたいと思っております。

そこで、今日は、資料9-2-3について、事務局から説明をしていただいて、その中で、皆さんこれは必要だとか、これは野田市には必要ない、あるいはここはこのようなしたほうがいいのかということ、これを考えながら説明を聞いていただければありがたいと思っております。

それでは事務局、よろしく願いいたします。

清掃計画課計画係長

(資料9-2-3を基に、他自治体における候補地選定基準及び選定方法等について説明)

立本会長

ありがとうございました。五つの対象地を選んだ理由は何でしょうか。比較的野田市に条件に近いということなのではないでしょうか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

これにつきましては、野田市に条件に近いというか、最近の事例ということで、あまり古い事例では参考になりにくいところもあると思いましたが、数もあまり多くなってもいけませんので、最近の事例ということで資料として紹介させていただきました。

立本会長

それでは、野田市としてどのような条件がいいかということ、これを議論します。資料9-2-3 A 3横の資料から、例えば①の候補地選定基準及び選定方法ですと、「3. 農地は対象から外す」という条件が出ていますが、これをもし選定条

件に入れると、野田市は果たして大丈夫かなということがあるわけです。そんなことも考慮しながら考えていただければありがたいと思います。

個人的には、新清掃工場を中心として街が再構築されると言いますか、新しい街ができるような土地が候補地になればいいという思いを持っております。もし皆さんも賛同していただけるならば、そういう考えのもとで、少し考えていただければと思います。

高梨委員

この五つの事例は何年前のものか教えていただきたい。また、その年度内に、この五つの他に幾つぐらいの事例あるのか、それも参考に資料としていただきたいのですがいかがでしょうか。

立本会長

事務局、いかがでしょう。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

今、そこまで詳細には把握してございませんので、次回のごときに御報告させていただきます。

立本会長

では、次回ということよろしいでしょうか。

高梨委員

はい。他に事例があるとしたら参考資料をいただけますか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

それも次回ということで、よろしいでしょうか。

高梨委員

ありがとうございました。では、この問題についても参考資料を見てからでも遅くはないと思うのですが、どんなものでしょうか。

長南委員

この④は、私がインターネットで見た限りは10年ぐらい前とかなり古く、条件も全く違い、当時の建設省の基準を参考にしていますから、あまり参考にならないのではないのかと思っています。

いずれにしても、全て資料が揃うまで待つよりも、こういう基準や例えば、今日別途資料が出ていますが、千葉県の場合の民間のごみ処理施設に対する基

準などを参考に、議論を進めたらいいと思います。

立本会長

私もそのようにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

高梨委員

この次に資料をいただいて、全く違うものが出てきたときには無駄になると思いますから、資料をもらってからやったほうがいいと思います。インターネットを持っている人は開いて見れば分かるとおりに、かなり古いものも載っていますから、ほとんど違うものも出てくると思うのですがどうでしょうか。

江原委員

あくまでも野田市に合った選定基準を決めればいいことであって、他自治体の選定基準の中身を云々というよりも、「他自治体はこんなことでやっていますが、その中で野田市に基準として合うものがあるならば抽出しましょう」と考えたほうがベターだと思います。

立本会長

私も今の意見と同じような意見です。次回新たな資料が出たとしても、基準の内容は大きく変わらないと思うのです。多少違う考え方があればそれも考慮するというのは次回にしたいと思いますが、とりあえず野田市としてはこの基準の中で、番号で言えば①は3番目を入れると野田市は合わないから外そうとか、野田市では道路幅はどれぐらいにしたほうがいいのか、規模も1ヘクタール以上の土地があるかないかなど、いろいろあると思います。とにかく皆さんで考えられている土地で、例えば処理施設が1日120トンの1番の場合ですと、1.3ヘクタール以上の広さが必要だというようなことが書いてありますので、野田市の場合はどれぐらい必要で、もし皆さんがそういう土地があるということがあれば、それを候補地として事務局に挙げてもらう。そういう候補地について、詳細に野田市のこれから決めていく建設条件に合うものはどれかというふうにして逐次選んでいくという方法でいいのではないかと思っているのですが皆さんはいかがでしょう。

松島委員

今の資料にある他自治体の事例の左側から一つ一つ見て行くという手法ですがけれども、長南委員が言われたような10年前のものもあるし、規模などもさまざまなバリエーションがあります。また、資料9-2-2として用意された「中里選定基準と基準の設定方法」というものもあります。これはあくまでも当時中里を選定した場合の基準でつくられたもので参考資料として出されていて、左側

の基準は10個ありまして、上から8番目、1から6ぐらいが非常に具体的な、病院とか保育所からの距離だとか都市計画、いわゆる国の法律や県の条例などいろいろな基準を参考に、具体的な数値が設定してあるので、中里選定基準を確認し、他の武蔵野市以下の事例を見ながら進めていったほうが能率的ではないかと思います。

江原委員

事務局から出ているのはあくまで事例であって、事例に乗っ取って審議する必要はないのです。あくまでも野田市に合ったことを抽出すればいいわけです。事例を一つ一つ見ていたら問題点がいっぱい出てきます。ですから、この例はあくまでも例で、例えばここで使えるのは候補地の選定の適合性を判断する評価点を、野田市でも入れるかどうかだけのことなのです。松島委員から資料9-2-2が出てきたけれども、それについても同様です。あくまでもこれは参考事例なので、古かったら捨てればいいわけで、いいものだけを拾えばいいのです。そのように考えていただかないと議論が後ろに戻るばかりです。

立本会長

ありがとうございました。より建設的な意見をいただいておりますけれども、何か。

松本委員

江原委員がおっしゃったように、野田の場合、どういいうごみ処理工場を造り、どこにつくるのか、そのための基準を野田独自に決めたらいいと思います。いろいろな資料をインターネットで見ている人もいると思いますが、古い新しい関係なく、野田市にとってどういいう基準の決め方が必要なのか、そして全市民にとって納得できるような基準をつくるべきだと思います。皆さんそれぞれいろいろ持っている力を結集して、皆さんが納得できるような野田市としての基準を決めてもらう、そのための参考資料ということで受け止めたらいいいと思っています。

立本会長

私の説明不足だったかと思いますが、資料は参考として他自治体ではこういう意見が出ているものですから、その中から野田市はどこを取り上げるか、あるいはお手元の江原委員の御意見、さらに資料9-2-2の中里の選定基準も参考にしながら、野田市としてこれから候補地を選ぶには、こういう基本条件が入っていなければいけないというようなことをしっかりと決めていけば、それに基づいて候補地が決まっていくのではないかと考えていると思いますが、いかがでしょうか。

平井委員

資料 9-2-2 中里の選定基準が郵送されて来たときにはびっくりしました。これから選定方法の基準ということで選んで事務局はつくったのでしょうか。けれども、これは見る必要はないと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

江原委員

要するに過去にこういう例でこうやりましたよという事例として見ればいいのです。これで決めることではないのです。この中のものは合わないと思えば却下すればいいことなのです。

平井委員

では、見ないことにします。

立本会長

先ほど私もあえて言わなかったのですが、中里については白紙状態であるのに、中里選定基準と名前が入ってしまうと、頭の中にイメージとして残り、混乱するのではないかと思います。この資料 9-2-2 はあくまで参考意見で、この中で取り入れられるものは取り入れるし、入れられないものは削除すればいいのです。

先ほどの五つの事例集も、江原委員が本日出された御意見も、その中で取り入れるものがあれば入れる、そうでないものは捨てればよいという考えで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

松島委員

私が「中里の選定基準」を提案したのは、この内容ではなくて項目について、他自治体などの資料を参考に、議論を進めたらどうかということなのです。これを基準にて座標軸のゼロにしてこれを考えろという意味ではなくて、項目として考えていけばいいということです。

高梨委員

先ほど事務局から選定地を公募するということがあったのですが、それは今までやったことがあるのかなのか、またこれからやるつもりがあるのかお聞きしたいのですが。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

野田市では当然ございませんけれども、他団体で公募した例があります。ただ、他団体の公募の場合は、基本公募によるということで公募を中心にやって

いた例が多いようです。

公募の場合、地主さん、あるいは地元の方など公募の申込者もかなり広くて、しかも公募する場合には地元の同意を得ているなど条件をつけて公募することもあると思うのですが、今回事務局で公募ということで考えていますのは、あくまで補足的な把握ということで、地主の中で「自分の土地を候補地に」というような希望がある方がいれば公募してほしいということで、その公募の中から選ぶということではありません。

先ほど申しましたように、事務局も課税資料等から当然準備を進めていきますので、その中の土地が出てくるかもしれませんし、公募できた土地もその中の一つであり、特に優先されるということも全くなく、委員推薦と同じように事務局がやった一つ一つの土地と同じような形で捉えています。その一つ一つに決めていただいた選定基準をあてはめて評価していくという形を考えております。

立本会長

よろしいでしょうか。候補地につきましては、少し説明がございましたけれども、まず委員推薦候補地として、ここにお集まりの委員の方々から、どれぐらいの規模の土地が必要なのかというのは、先ほどの事例から少しはお分かりかと思えますけれども、こういう候補地があればということで、事務局に出してもらいたい。また、公募候補地として地主の方からも「私の家はずいぶん広大な農地を持っているので、ここを建設してもらってもいいよ」というようなことならば、そういう方の土地も候補として挙げてもらいたいし、なおかつ公募及び委員推薦で漏れたようなところがあったならば、事務局抽出候補地として事務局でそれを拾ってもらって、同じ土台に乗せる。そこで選定基準に沿って○だとか△だとか×であるということを決めていくという方向でいいのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

小倉委員

資料9-2-1「建設候補地選定の基本的な考え方」というのは案ですし、先ほどから出ている資料9-2-2の中里の選定方法もあります。また他自治体の事例もあるというところから、きちんと候補地選定の基本的な考え方を、この委員の皆さんでまずまとめて、それから候補地ということを考えていくほうがいいのではないかと思います。ここでしっかり基本的な考え方を精査する必要があるのではないかと思います。

立本会長

はい、ありがとうございました。

知久委員

資料9-2-2に「中里選定基準」と書いてありますが、別に中里を基準にしているのではないという話でしたが、記載内容を見ると処理能力の大きさなど非常に重要なことが書いてあります。それが分からなければ土地の探しようがないです。

また、資料には新清掃工場の処理能力は120トン/日だと書いてあり、現在の野田の能力は145トン/16時間、関宿が40トン/16時間で合計185トン/16時間になります。120トン/日というのは何を前提にしているのかが分かりませんが、その根拠がちゃんとしていない限り、あとのことは何も進まないはずですよ。

処理能力が120トン/日という根拠を出すには、これから50年、100年先の人口の比率なども大きく影響するわけで、それらを勘案してちゃんとされているのかどうかも非常に重要なことだと思っています。ですから選定基準を考える前に規模をはっきりしてもらいたいのです。

候補地の公募は非常に重要なことだと思っています。ごみ処理場は総論賛成各論反対で大変な問題になるのです。その人に売る意思さえあれば地主さんが1人であれば買収することも簡単なのです。地主が土地を売る意思がないのに、いくらここがいい所だと言っても反対されてしまいます。そのことをよく考えると、公募というのは売りたいから出しているわけで、公募は非常にいいと思います。

もう一つは、公共機関が清掃工場を建設する場合、法律の制約がないと聞いているが本当ですか。関宿をやった場合には500m範囲の住民の同意は全部取らなければいけないという条項がありました。そういう都市計画の制約がなければ、それはそれでいいことだが、そういうことが全部網羅されての話なのです。そこをきちっと踏まえて議論を進めなければ駄目だと思います。

立本会長

ありがとうございました。

江原委員

中身の細かいところまで議論するのではなく、まず野田市の基本計画をつくることです。どういうところにこういう焼却場を造ります。そのためには半径どのぐらいの範囲に、例えば幼稚園や学校があつたら困りますよとか、施設の稼働期間は何年にするか、農地は入れませんかとか。候補地の基準を一番最初に決めていけば、次に規模の問題などにも入っていきます。まずは建設候補地の基準について意見を出してもらい、決めるということです。

立本会長

はい、ありがとうございました。

長南委員

江原委員がおっしゃっていることは誠にそのとおりだと思うのですが、知久委員からそういう疑問が出されたので、やはり一つ一つそういった疑問をつぶしていく、理解し合っていくことが大切だと思います。

私なりの解釈ですが、まず処理能力 120 トン/日で、関宿のクリーンセンターと野田の清掃工場を合わせても、もっとあるではないかというお話ですが、実際年間のごみ焼却量を計算すると、120 トン/日で収まるでしょうということになったのではないかと思います。

それから、今私たちが想定をしているのは、焼却するごみを減らすということで、今のところは 95 トン/日ではないかということです。中里選定基準のときは、そういうごみをどうやって減らすかという議論もなしに現在 120 トン/日を処理すれば大丈夫だろうということでこういう基準が出たのだろうと思いますが、もうこれは変わってきているのではないかと考えています。

それから敷地についても、これは例えば新清掃工場は焼却施設だけなのか、例えば生ごみの何らかの処理施設、リサイクル施設を組み込むかとか、そういったこともあります。

公共が造る清掃工場ですが、以前は建設の補助基準として 500m 以内の皆さんの同意が必要ですよということがありましたが、今はなくなっていると思います。これは間違いがあったら訂正してもらいたいのですが、なくなっているとは思っても、やはり周辺の皆さんの理解をいただかないことには建設できないわけです。それは皆さん中里の教訓として持っていると思いますので、法律的にこうであっても、実際には住民の皆さんの同意を得るとというのが私たちのスタンスではないのかと考えております。

立本会長

ありがとうございました。

富所委員

要するに今日の一番の議題は、選定条件をできるだけ詰める努力をするということだと思います。その前にいろいろな資料を御覧になって、私としては最低限次の三つの要件を選定基準を考えるときの御参考になればということで申し上げます。

まず一つは、規模による敷地の要件があるだろうということです。今も規模のお話がありました。今パブリックコメントにかかっている基本計画によりますと、一応 70 トン/日ぐらいの整理をいただいて、1日大体 95 トン/日ぐらいは処理できる能力が必要だろうということは明らかにされたわけですので、95

トン/日から 100 トン/日ぐらいは一応目処にして、最低焼却をするだけでもそれだけの能力を確保するためにはどのくらいかというのは当然であろうかと思えます。そういう意味でまず 1 点目が規模による敷地の要件をどうするかということ。

二つ目が、当然のことながら資料 9-2-2 の中里のことはともかくとして、裏に建築基準法のただし書きに関して、その法律の要件が示されておりますので、この法律の要件とは何かということを確認にする必要があるということ。

三つ目が、審議会の役割として一番大事なことだと思いますのは、生活環境の保全の要件になろうかと思えます。そういう意味で、今申し上げた三つの要件を最低それぞれ何かしらあるわけですし、ましてや法律要件はクリアしないことには話にならないわけですので、それを順番に一つ一つ挙げていくということで進めてはいかがかと思えます。

立本会長

ありがとうございました。

それでは、まず法律的なところから、資料 9-2-2 の 2 枚目に「千葉県建築基準法第 51 条ただし書許可基準」がございます。まず事務局、これを説明してください。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

その前に、この建築基準法第 51 条ただし書の許可基準は市がつくる場合には、この適用は基本的にございませんが、民間のごみ処理焼却場をつくるときにはこの基準が適用されるということで、中里のときも少なくとも民間並みの基準は必要であろうということで設定した経緯がございます。これは公共の市がつくるものは絶対クリアしなければいけない基準とはちょっと違うということ。基準の内容については担当から説明させていただきます。

清掃計画課計画係長

(資料 9-2-2 の 2 枚目「千葉県建築基準法第 51 条ただし書許可基準」を基に、許可条件を説明)

立本会長

ありがとうございました。

最初の「千葉県建築基準法第 51 条ただし書き許可基準」の「千葉県」はいらぬのではないかと。事務局いかがですか。建築基準法ですから。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

これは建築基準法ではなくて、千葉県の建築基準法第 51 条のただし書きの許可基準ということで、県の許可基準です。建築基準法第 51 条ただし書きを千葉県で許可するときの基準は、このような形ということで、千葉県の基準ですので千葉県というのが前に入っています。

富所委員

今の御説明だと、建築基準法第 51 条のただし書きに関しての千葉県の許可基準ということであれば、それからこの辺をもう 1 回きちんと説明しないと、私も含めて法律外要件なのか。民間に対する基準だということですが、実際に市はこれに縛られないのかという、その辺もきちんとした説明がないと資料の意味がないのではないかとということで、もう 1 回最初からきちんと説明していただけますでしょうか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

申し訳ございません。題名が誤解を招くようでした。建築基準法第 51 条ただし書きに関する千葉県許可基準と言えば一番よかったです。

富所委員

何の許可基準ですか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

建築基準法第 51 条ただし書きは、民間のごみ処理施設に対する許可ですので、市のものは対象にはなりません。市については、基本的に法的要件はありません。

富所委員

要するに、今回の施設はこれに縛られないのであるならば資料の意味はそれほどないのですが、実際に建築基準法に基づいて設置をするときに、県は自治体についても民間に準じてこの条件を適用するのかどうか、その辺の説明があったほうがいいのではないのでしょうか。

環境部次長兼清掃計画課長

皆さんに御議論いただいております市の焼却施設は、都市計画決定が必要です。民間の施設については、都市計画決定は通常しません。それが千葉県の許可基準のただし書きでこういう要件があるところを基本的にやるのだという千葉県の基準なのです。皆さんに御議論してもらっている施設は都市計画決定が必要です。そこが大きく違うところです。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

都市計画決定をするということで、当然都市計画決定時の基準は満たしていなければいけないということがあります。例えば、ただし書きの許可基準では、工業系用途地域または市街化調整区域内にあることというのが、都市計画の決定のときには都市計画区域に設けることを原則とするということになっておりますので、野田市の場合には市内全域が一応は対象になるということになります。

それから、4番目のところで学校、保育所、病院等が敷地境界線から概ね100m以上離れているというような規定がありますが、都市計画では付近には原則として学校、病院等がないというような表現になっております。これはどこが違うかを県にも確認したのですが、はっきりした答えは正直ありませんでした。個別に対応するというので、都市計画上では付近には原則として学校、病院等がないというような表現になっております。

それから、主に搬出入路は原則として幅員6m以上の舗装道路であることということにつきましては、主搬出入道路が整備されていること、未整備の場合、施設稼働年までに整備済状態であること、主搬出入路及び取付道路は発生集中交通を含めた交通量に対応できる幅員であることというような基準になっております。

それから、主な搬出入路は原則として通学路と重複しないこと、これについては主搬出入路及び取付道路は通学路と重複しないことということで、同じような基準になっております。

この都市計画の基準についてはクリアをしていなければいけないのですが、先ほど言いましたように県は「原則として」というような見解になっておりますので、その辺は個別に相談することになると聞いております。

立本会長

あまり理解できません。これが建築に対して必要なのか必要でないのか。

長南委員

これは確かにあくまで民間に対する許可基準ということですが、ただし、私たちは公共のものを建てようとしていますから、この民間に対する許可基準以上の制約をつける。これは最低ですよと、あとはこの中でどういう形で決めるのかということだと思っております。都市計画決定云々はまた別にありますけれども、いずれにしても住民の皆さんの理解を得なければいけないわけですから、こんな民間の基準で本当にいいのかという議論をきちんと詰めておかなければいけないということがまず1点。

それからもう1点、事務局にお伺いしますが、ここに示されている許可基準は変更されていますよね。これは前のものだと思います。去年、この許可基準

については改訂のパブリックコメントが県でかけられまして、そのパブリックコメントの中では、平成 23 年 4 月 4 日から新しいものをやりますよというふうになっており、意見が 1 件も上がらなかったということなので、変わっているのではないかと思うのです。以前のものとの違いは、立地基準の中の 4 番目、学校、保育所、病院云々とありまして老人ホームのあとに、その他これらに類する建築物というのがありました。変更後のそれは今私が説明したような形にこのただし書きが変わっているのか、それとも県はそういう企画、取り組みをしたけれども実際には変えていないのか、その辺をまず教えてください。

清掃計画課計画係長

千葉県に確認したところ、平成 23 年 4 月 4 日に確かに変わっております。変わったところに関しまして、長南委員からあったとおり、都市計画法第 11 条の内容をより詳細にということで老人ホーム等の文言を含めさせていただいたということです。今までの都市計画法第 51 条のただし書の許可基準について県の考え方は変わっていないということで、県の担当に確認しております。

立本会長

事務局、このところは平成 23 年 4 月 4 日に改訂になっていませんか。

清掃計画課計画係長

当初は平成 20 年 4 月 1 日なっていますが、今、御説明したとおり一部詳細に書いたところがあり、そこが変わったということになります。

立本会長

分かりました。時間がかかるので、そこは次回きちんと報告をしてください。とりあえず、これは民間施設にかかわるもので、ここは公共なのであまりこれは関係ないという話がありましたけれども、内容については非常に大事なものでございますので、例えば 4 の立地条件のところ、詳細に決める必要があるのではないかと思いますけれども、これはどういたしましょうか。

江原委員

先ほども長南委員から言われたように、千葉県の建築基準法第 51 条のただし書であって、これは民間用ですので、野田市からやるときにはもっと強い条件を盛り込めばいいと思います。例えば資料 9-2-2 の 2 ページの第 4 の四で「境界線から 100m 以上離れていること」、それには学校などの施設を入れてはいけませんよということをやっていますが、これも「100m 以上」ですので、野田市は 1,000m ですよと、極端に言えば皆さんがこうやったほうが皆さんのためにいいですよということを決めていけばいいことであって、例えばこれを 50

mにしますよと言ったらこれは問題がありますので、それ以上厳しい、要するに住民に害を与えない、気持ちの萎えるような場所、距離等をしないように決めていけばいいと思います。

立本会長

ありがとうございました。

言葉が適切かは分かりませんが、上乘せ基準的な考え方をすればいいということでもよろしいでしょうか。では、先ほど100m以上ということが出ましたけれども、そういったことについて200m以上がいいのか500m以上がいいのかというようなことで、そういうことはこれから決めていくということで、このただし書きは民間施設に対するものですが、今回の施設にも考慮していくということでもよろしいですね。

(異議なし)

立本会長

法的な詳細については次回、再度報告してください。先ほどございました建築基準法にかかわることについては一応了承されたということでもよろしいですか。そうしますと、規模に関する敷地要件ということを決めないといけないのですが、何か皆さんから提案はありますか。

長南委員

その前に質問なのですが、処理方式によって同じ例えば95トンなり100トンでも1日で処理するに当たっても、処理方式によって建屋の大きさが違うとか、敷地面積が変わってくるということはあるのかどうか。その辺も考え方を理解しないといけないと思いますので、その辺から教えていただければありがたいと思います。

環境部次長兼清掃計画課長

野田市ではストーカ炉と流動床炉でやっています。そこに入ってくるのが熔融炉ですが、処理方式の違いによる差はほとんど見られません。

立本会長

よろしいですか。あまり大きな差はないということでございます。

松島委員

確認ですけれども、先ほど来から1日当たり95トンの処理量という話ですが、これはここに最終的にでき上がった一般廃棄物基本計画の素案の終わりのとこ

ろにまとめていただいたのですが、この計算式の説明によると平成 28 年度ということで、これから 5 年ぐらい先の予測が 95 トンということですね。だからうまくいけば平成 33 年にはもっと減っているわけです。それから、非常に難しいのは焼却規模の大きさと、面積はリンクするようで全然違うものだと思うのです。言われているようにクリーンセンターにどういう施設を入れるかということで規模も変わってきますから。

それはさておいて、事務局に確認ですが、ここで問題となっている資料 9-2-2 の右側の選定理由の 9 番目のところに具体的に現在の規模が書いてあります。野田市の場合は面積が約 2 ha ということでよろしいのでしょうか。それで関宿が 1.6 ha。先々一つの工場になると 15,000 m²あればいいだろうということを出されたわけですね。二つの工場を一つにした場合にはこうなるだろうと。

環境部次長兼清掃計画課長

これは 120 トン/日と書いてありますように、過去のもので、過去の計画で選定したとき。ですからその後皆さんにお諮りして 95 トン/日となったので、これは過去の考え方です。

松島委員

面積のことです。

環境部次長兼清掃計画課長

面積についても同様です。

小室委員

先ほど炉に関して 3 種類の炉の可能性があるので、炉に関して環境への負荷の課題というのは、特に何か特徴的なものがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

環境部次長兼清掃計画課長

特段ございませんが、炉の温度、溶融が一番高くて 2,000°C 位だと思います。あとは流動とストーカが 800°C とか 900°C ということで、ただ、周りに与える影響というのは当然排ガス温度を下げて排出するとか、排ガス処理は同じなので、周りに与える影響というのは、それほど変化はないと思っております。

・委員

議論は敷地のことに入ってよろしいですか。その大前提で、この会議でも分かるように新しい候補地を探すというのは非常に大変な作業だと思います。25

年ぐらいたったらまた新しいところを探すということになるのかです。多くのところを見ますと、敷地を広く取っておいて、その隣に建設できるようなところが多い気がするのです。できることならばそれだけの候補地をつくってしまえば先がかなり楽になるのではないかと私が最初から考えている課題なのです。それも念頭において敷地のことを検討していただければと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

基本的な考え方の案の中でも御説明しましたけれども、その場所に建て替えるかどうか、あるいは隣接地に建て替えるかということは、この審議会で建設候補地を御決定頂いて、それから地元と話し合っただけで決めるということだというふうに考えておりますので、候補地選定に当たって建て替えありきということではないということです。ただ、評価の中でその敷地が建て替えに有利であるとか、そういう評価の一基準になることはあり得ますけれども、建て替えを前提というような形では、そうすると地元との話し合いがうまくいきませんので、建て替えはあくまで地元との話し合いの中でということでもよろしく願いいたします。

石原委員

今の委員が敷地の件で発言なさいましたけれども、私もやはりこれから20年、25年先を考えた場合に、当然施設が老朽化し、新しい建物が必要になってくると思います。そのときにまたいろいろ候補地選定ということを見ると、やはり先を見据えて代替地をしっかりと、これはこれからの大きな問題ではあるうとは思いますが、そういうことができるといいのかなと常々考えているところでございます。

小倉委員

今、処理方法のことは事務局からも話を聞きましたけれども、素案の中でいろいろな内容を取り決めたとお思います。例えばHDMをやるとか、他のいろいろな処理の内容を決めましたけれども、それによって処理面積も変わってくるかとお思います。先ほど会長がおっしゃったように、やはり地域のスポットとなるような、そういう新清掃工場にするのかということでも面積も違ってくるかとお思いますので、そういうところも諮っていただければと思います。

立本会長

今言われたような25年先もうまく土地がすぐ有効利用できるようなことも考慮に入れて考えていただきたいとお思いますけれども。

江原委員

先ほど言われたように、要するに20年だとか先々まで候補地を決めるというのは現状から考えたときには難しいと思います。当然そういうのはこの自治体でもないです。それは問題が出てくるからです。それを決められれば一番いいと思いますけれども、それはまず次の段階ということで考えていただいたらいいのではないかと思います。

もう一つ、先ほど事務局から三つの処理方法についての説明が不足しているのでお話しすると、まず流動床というのは、これは特徴としまして砂で温度を上げてごみを燃やしますので、これは要するにバッチ炉とか准連、短時間に立ち上げができるのが非常に大きいメリットで流動床を使っています。

それから、ストーカ式は立ち上げ、立ち下げが温度を上げるためにかなりの時間を要します。そのために重油等をかなり使いますので、そういう欠点があります。ただし、それは1回温度を800℃位に上げるとある程度は安定しています。

流動床とストーカ式というのが今まで一番多かったのですが、今度はごく最近熔融炉が出てきました。これは灰をかなり溶かしてしまうために温度が高くなっています。そのために設備の痛みも早いし、当然灰がかなり残渣として出てくるものが減ります。こういう大きな特徴があります。

それから、私も今日出させていただいたのですが、候補地の選定基準をある時間から諮っていただきたいと思います。もう一つは、資料9-3-1の小暮委員から出ている「新清掃工場に対する私見」これを挙げてやるのかどうか。この2点を会長から御判断お願いいたします。

石原委員

この会議の中で代替地を、結論というか必要だということではなくて、これからいろいろ交渉過程の中で、そういう土地が確保できたらいいのかなということを申し述べただけでございます。ここで決めろとか決めてくださいということではございません。

立本会長

考え方の上で、そういうことも入れてくださいということですね。

石原委員

そのとおりでございます。

竹内委員

・委員のおっしゃった点は非常に大事な点ではないかと思っております。実は次の建て替えの候補地も含めた土地を確保して、建て替えを行ったという自治体は幾つかございます。その視察に私たちも行ってきたのですが、すでに建

て替えが2回目か3回目だったと思うのですが、ただ、建て替えの代替地をそこに持っているから、建て替えが何も地域住民に了承を得ないままやったかというところではなくて、その都度その都度住民と話をし、そういう住民の了解を得た上で建て替えをやっているという状況でした。ですから野田市でもそういう土地があるかどうかというのを念頭において考えていく必要はあるのではないかと思います。

立本会長

ありがとうございました。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

今の竹内委員の御意見に対してですが、先ほど御説明しましたように、市としては建設候補地が決まった後に地元と交渉させていただくのですが、その段階で「建て替えありきですよ」ということではなかなか実際のところはまとまりにくいだろうということで、今回の建設候補地は建て替えはとりあえず考えないで決めていただきたい。ただ、評価として選定基準の中で、敷地が広いことによって建て替えがよりやりやすいとか、そういう評価という形でやる分には審議会の中で決めていただくことは当然なのですけれども、建て替えがさも市民に前提としていますよという誤解を与えるようなことがないような形でお願いしたいと思います。

那須野委員

土地の面積を議論されていますが、将来建て替えができるということが可能ならある程度広い土地を確保していただきたいというのは、万全な工場が建設されるのでしょうか、過去に工場のちょっとした事故で生ごみは処分ができませんということで、一時ごみ収集がストップされたことがありました。我々廃棄物減量等推進員としては相談を受けまして困ったことがございますが、こういう事故があった場合、収集していただいて、保管場所が事実必要でしょうか、一時保管場所でもあれば、町中の道路に置いたり、家庭に一時収集できませんということは防げるのではないのでしょうか。土地に余裕ができるのであれば、そういうことである程度土地も考慮した、いわゆる面積を確保していただければということです。

立本会長

ありがとうございました。

笹木委員

まず一つ事務局に確認したいのですが、資料9-2-1の「建設候補地選定

の基本的な考え方（案）」の中の1番目です。この①のところで「建て替え並びに隣地での建設は行わないこと」とあります。これは市の決定事項だというふうに先ほど説明がありましたが、この決定事項の根拠を教えてくださいということの一つ。

もう一つ、先ほど長南委員がおっしゃったように、面積に対して、例えば焼却炉だけを含むか、それとも今まで誘致してきた中で、例えばリサイクルセンターとか堆肥センターとか、乾燥施設、そういったものを入れることによって面積の条件が違ってきますので、そこをどのように考えるのか、よろしく願いしたいと思います。

立本会長

まず、事務局にお伺いいたしますけれども、例えば基本計画で95トン/日というのを出していますが、95トン/日ではどれぐらいの敷地面積が必要なのか。

環境部次長兼清掃計画課長

今の関宿は15,700㎡位で、約1万㎡（約1ha）以上ですので、最低でも1万平米は必要だと思います。

立本会長

それに最初出ました付帯施設をつけるとどれぐらいプラスアルファになるでしょうか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

どういう付帯施設をつくるかということによっても変わってきますので、一概にプラスいくらということは現時点では申し上げられません。

環境部次長兼清掃計画課長

笹木委員の一つ目の質問ですが、三ツ堀にある清掃工場は昭和60年から稼働しています。その前の焼却場が隣地にあります。そして不燃物処理施設もあり、施設を三つ造っています。地元からは、早くやめてほしい、よそに行ってほしいという要望や陳情があります。一方、関宿クリーンセンターは、建設する際、そこにはもうごみ処理施設はつくらないというような約束の上でつくった経緯があります。したがって、両施設には建設が非常に困難だと思っているのでこういう表現をしました。

立本会長

ありがとうございました。

そうしますと、少なくとも1ha以上が必要だというように理解すればいいですか。

笹木委員

先ほどの事務局の回答の中で付帯設備がどういうものがあるか分からないから決められないというお話がありましたが、例えばリサイクルセンターはこのぐらいの大きさで、乾燥設備はこのぐらいの大きさで堆肥はこうだと。これだったらこれぐらいですよという答えをいただきましたか。

もう一つ、先ほどの建て替えの場所、隣地につくらない話についても今お話がありました。それはよく分かりました。焼却炉はこれからどんどん技術開発もされていくと思いますけれども、やはり耐用年数が、高温でものを焼く施設ですから、20年、25年で建て替えということが、これからまた繰り返し続いていくということになります。そういうことを念頭に入れて場所を決める必要があるのではないかなと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

今の笹木委員に対してですが、具体的な設備というのは今この場ではということで、そういう付帯施設、例えば今委員がおっしゃったように、こういう施設があればこの程度はということは調査して、それはある程度はお示しできると思いますので、それは次回にお示ししたいと思います。

小暮委員

資料9-3-1「新清掃工場に対する私見」として提出した文書を見てもらいたいのですが、他市ではどんな取り組みをしているのかということで、栃木県下で一番最初につくられた最新鋭の設備の焼却場を見学に行っていました。ここの施設は焼却炉とリサイクルセンターを合わせまして29,000㎡、約8,800坪、灰は有効利用する、電気は全てその施設の自家発電で熱を利用し、電気を全部賄って、余ったものは売電するというシステムの工場でした。

余熱利用では野田の体育館ぐらいの規模のリフレッシュセンターがあり、すごく充実していると思いましたので、提案させていただきました。

裏面には、今度つくるに当たっての一般市民が考えるであろうという素朴な気持ちを述べさせていただきました。中里地区からの経緯を踏まえた上で、新しくつくる上でいろいろ諸条件をクリアしなければいけないのではないかと説得もできないのではないかとということで、私なりの意見を述べさせていただきました。今後の会議の参考にしていただければと思います。

立本会長

ありがとうございました。

いろいろ装置によって敷地面積等の規模は違うということは皆さんよく理解されたと思いますけれども、一つは少なくとも先ほど 95 トン/日で行きますと 1 ha ぐらいの土地が必要だと言われたので、候補地として挙げてもらうならば、おおよそ 1 ha 以上の候補地をピックアップしてもらえばいいのではないかと。もう一つは、生活環境保全を考慮することになりますと、さらに 1 ha 以上の土地をまた考えなければいけないわけで、例えば余熱利用の場合は一体として考えなければいけないけれども、乾燥などは少し離れてもいいのではないかと。というようなことも考慮しながら、どのようにしたらいいかというのを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

江原委員

今日資料として出させていただいたものを説明してもよろしいでしょうか。

立本会長

どうぞ。

江原委員

今日配らせていただきました資料で、「基準計画の前に審議会で決定していただきたいことがあります」とありますが、ごみの処理の大きな方向性として、野田市でごみ処理施設をつくるか、それともつくらないで市の外に出して委託業務とするか決めていただきたい。

それから、野田市で当然やりますよということになると思いますので、これが決まったあとで候補地の基本計画の中身をうたいたいと思うので、まずこの 1 点を決めていただけないでしょうか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

委託かどうかということにつきましては、自区内処理が基本ですので、野田市として新清掃工場を造りたいということでこの審議会を設置させていただいておりますので、ここで委託かどうかを議論していただくのではなく、新清掃工場の適地を選定していただくという審議会の目的がそうですのでよろしくお願いたします。

立本会長

これは最初から、立ち上げるときから、野田市は野田市内で清掃工場をつくらせて処理をするということで決定をしていると理解をしているのですが、それでよろしいですね。

(異議なし)

江原委員

それは決定事項ということで、それでよろしいと思います。

次に、新清掃工場建設候補地の基本計画として、一つ目に候補地選定基準として一番大切なことは住民の健康である。健康が一番大切であるので、人口密集地でない住民の少ないところを選定してほしい。

二つ目に、千葉県の建築基準法第51条ただし書許可基準では学校などの建築物からは100m以上離すということが出ているかと思うのですが、半径800mから1,000m以内に食品工場、小学校、中学校、保育園、病院等のない場所を選定してほしい。これはかなり厳しい距離だと思います。

三つ目に、活動期限を15年とする。これは耐用年数とかメンテだとかいろいろやっていくことによってもっと伸びるのですが、原価的に見ると15年ぐらいが一番ベターかなということで活動期限を15年とします。

四つ目で今まで出ていますが、必要面積を確保できること。これは当然のことです。

五つ目に、搬出入路を6m以上の舗装があるか、またはつくれること。

六つ目に、野田市の土地か市街化調整地域であること。

以上の6項目を候補地の基準として、それで決まれば環境アセス、複合公害、排ガス、騒音、振動等を第三機関と審議委員会の代表であるもので立ち会って測定する。

候補地設定にかかわる答申までのため、新清掃工場の仕様、主要項目及び協定書の内容については、今回うたっていません。答申までということで大きく分けて1番、2番が重要だと考えております。皆さん考えていただいて決めていただければと思います。

立本会長

ありがとうございました。

とりあえず、今考えているのは、次回までにいろんな細かい内容、江原委員の健康第一だと言われるところは、例えば生活環境の保全として考慮するし、あとは道路の問題、学校等については千葉県の建築基準法第51条ただし書許可基準は民間の施設の場合であるけれども考えてくださいという要望もございました。それらも含めて、次回までに詳細な案を示しまして、そして決めさせていただくというのはいかがでしょうか。

(異議なし)

小俣委員

会長のおっしゃったことは分かるのですが、先ほど富所委員から出さ

れた中の三つ以外に、もう一つ経済性についての配慮というのはどうするのか。つまり土地の値段、あるいはインフラ整備等々も含めた経済性についての考慮というのは、今回は無視していいのかどうかということを事務局にお尋ねしたいと思います。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

経済性について、無視していいかと問われますと、それは、審議会の中で敷地の面積、ある程度区画再編とかやったときに、どこまで施設をつくるのかということで、その費用等も当然常識の中で厳しい財政状況、今後とも好転がなかなか望めない状況ですので、その点も踏まえまして、このぐらゐの施設にと。あとあと地元関連対策もこの会議で決めていただくことになっていますので、その辺の地元に対する心遣いも考慮していただいて、非常に難しくて答えにならないのですが、経済性は考えていただきつつ、その辺を地元とちょうど折り合いがつくところでしていただきたいというのが事務局の要望です。

立本会長

先ほど経済性の話もございます。いずれにしても土地の規模による敷地条件がございまして、約1ha以上のものが必要だということがある。あと、建築基準法は民間施設であるからこれには適合しないという話がありましたけれども、これは実際には我々は必要なので考えの中に入れる。生活環境の保全ということも経済性も考えながら、恵委員、瀧委員、鎌野委員ならびに富所委員の案を次回までに作りますので、それを皆さんにお示しをして、基本計画を決めたいと思いますが、それでよろしいですか。

(異議なし)

立本会長

そうさせていただきます。

松島委員

先ほど聞いていて、那須野さんやいろいろな方が付帯施設の話ですが、非常に重要だと思います。冒頭、会長からその場所によって一つの街づくりの構成が変わるといふ、非常にすばらしいお話をいただいたのですが、具体的に付帯施設の話聞いていて非常に重要だと思います。

事務局でいろいろ出た付帯施設を何種類かランクを設けてもよろしいですから、それを欲張った感じでイメージしてもらって、敷地面積、予算、経済性も含めて具体的に提示していただくと、あと何ha必要かなど分かりやすいと思うので、そういう項目も案に含めていただいたらと思います。

立本会長

では、その件も含めて検討させていただくということで、恵委員と瀧委員、富所委員、鎌野委員も含めて5人で案を作りまして次回お示しをしたいと思えます。

皆さんにお願いをするのは、これから用地を求めていかなければいけないものですので、どういうところがあるかということを見ていただき、さらに地主の方がうちの土地も候補地にしてもらいたいというような要望もあればそんなことも含めて、とりあえず1ha 以上のようなものがあれば、ピックアップして事務局に、たとえどんな土地でもいいですから出してもらいたい。その中からここは何があるからだめだよというのを削除していけば、必然的にある程度は決まるのではないかと思っております。そういうことで、今日はこれでよろしいですか。

(異議なし)

平井委員

30秒で終わります。次回の審議会の際に、以前に利根川と江戸川を視察しましたので、そのことを含めて意見を述べていただきたいと思います。

竹内委員

最後の会長の言葉の確認なのですが、1ha 以上の土地があれば、それを委員の方々は事務局へというお話でしたが、それは委員推薦かと思うのですが。では、公募ということはどのように考えたらよろしいでしょうか。

立本会長

公募というのは、地主さんが、うちは1ha 以上、あるいは0.5ha、隣も一緒にやれば1ha ができるよというので、隣と話し合いをして、候補地として挙げてみようかなというようなことがあれば、とにかく候補として可能性があるものはできる限りピックアップしてみたいということです。

竹内委員

それもOKということでよろしいですね。

立本会長

OKです。公募の手続きはあるのですか。

総務部長兼新清掃工場建設支援担当

日程の都合もありますので、委員の推薦については2月20日までに事務局にお知らせをいただきたいと思います。公募については地主さんにお知らせをするわけなのですが、市報でのお知らせについては、2月1日号はもう間に合わないで、2月15日号にお知らせをしたいと思います。ただ、その前にホームページで速やかに、できれば2、3日のうちにお知らせをして、締め切りはぎりぎりのところで2月末ぐらいまでやりまして、もし応募があった場合には、当日にこういう応募がありましたという、当日配布という形でやらせていただきたいと思います。

本日お決めいただくということで、資料9-2-1「建設候補地選定の基本的な考え方（案）」は、抽出基準のところは最初の説明の適用どおりで訂正させていただきましたけれども、それを除いてこの審議会の運営の案まで基本的には了解していただけたということでしょうか。その辺だけ会長に確認をお願いしたいのですが。

立本会長

もう一度、事務局は「建設候補地選定の基本的な考え方（案）」を整理してください。

それでは、事務局で「建設候補地選定の基本的な考え方（案）」の「抽出基準」の言葉を省いたりしまして、それを富所委員と整理をして委員の皆さんにお見せいたしますけれども、内容的にはこれでよろしいですか。

長南委員

会議の運営について問題があります。例えば今の公募だとか委員推薦、別に反対ではありませんけれども、この会議でまだ決めてないのです。決めてないにもかかわらず、もう話が飛んでしまっている。会長さんの集約があったからそうなったと思うのですが、それから、今事務局から出されました「建設候補地選定の基本的な考え方（案）」の内容についても、この審議会の中でどうしましょう、こうしましょうと決めてないのです。一つ一つ決めて次のステップにいかないと、いずれまた会が混乱します。例えばもう時間がないから終わりということでしたら、この基本的な考え方について、もう少し精査をして次回に決めるという形でやられたらいかがでしょうか。

例えば公募や委員推薦ということになりますと、特に公募については市民の皆様にお知らせする時間、市民の皆様が考える時間が必要ですから、これはもし委員の合意が取れるのであれば今日決めさせていただいて、事務局に広報なりホームページなりいろいろな手段でお知らせをするという形を取られたらいかがでしょうか。

立本会長

ありがとうございました。少し焦りすぎました。

次回までに「建設候補地選定の基本的な考え方(案)」の文章等を整理し、我々の考え方をまとめて次回、委員の皆さんにお示しするという事でよろしいですか。

(異議なし)

立本会長

もう一つ、公募等のことがございますが、2月20日まであまり時間がないものですから早く公募しなければまずいというので少し焦りました。時間はないのですが、そこはもう一度審議しなければ公募できないということで、とりあえず皆さんには委員としていろいろな土地を見ておいてくださいということぐらいでよろしいですか。

(異議あり)

松島委員

それは駄目です。大事なことなので。なぜ審議を焦るのかなという感想です。公募はすごく重要だと思います。例えば事務局はどういうレベルでホームページとか市報で流すことを想定しておられるか分からないけれども、少なくとも面積は何ha以上とか、この度の新清掃工場のイメージ、付帯施設などいろいろあります。那須野委員が言われた予備的なスペースなど、そういうイメージがわく分かりやすいメッセージを伝えないと、単に「建設地を求めます」では非常に形式的なものになると思うのです。結論は次回において、応募方法について重要なのでやるべきだと思います。

立本会長

分かりました。内容等を精査いたしまして、次回にそれは決めさせていただくということにしたいと思います。よろしいですか。では、今日はすみません、これぐらいで審議は終わりにさせていただきたいと思います。

3 閉会

立本会長

今回の第9回の審議会の議事録署名委員ですが、小暮正男委員と石原義雄委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

次回は2月11日土曜日、市役所8階大会議室で行います。よろしくお願いたします。どうも今日はありがとうございました。

この会議録は、発言の主な部分を要約して記載しております。